

2020年8月17日

オーストラリア 工業化学品法の発効に関するお知らせ

『1989年工業化学品（届出・審査）法』に替わる『2019年工業化学品法』が2020年7月1日より発効しました。これに伴い、管轄が国家工業化学品届出・審査機構（the National Industrial Chemical Notification and Assessment Scheme (NICNAS)）からオーストラリア工業化学品導入機構（the Australian Industrial Chemicals Introduction Scheme (AICIS)）に変わりました。

新法の主なポイントは次の通りです。

- ・ 導入カテゴリーは以下の6項目。“有害性レベル” × “ばく露レベル” で決定されるリスクマトリックスが「免除される導入」・「報告される導入」・「審査される導入」に採用される。
- ・ リスクが低い場合、申請が簡素化される。また、R&D用途などは旧法制度の移行期間がある。

導入カテゴリー	カテゴリーの条件	導入前の申請
収載される導入	インベントリーに収載されており、その条件に従う	なし
免除される導入	・人の健康及び環境に対して最も高い指標的リスクが「非常に低リスク」 ・低懸念ポリマー 等	なし
報告される導入	人の健康及び環境に対して最も高い指標的リスクが「低リスク」 等	導入前報告書の提出
審査される導入	人の健康及び環境に対して最も高い指標的リスクが「中から高リスク」	審査証明書の申請
商業的評価による導入	商業的応用に対する可能性を確認する目的のみに限定される	商業的評価認可証の申請
例外的状況の導入	人の健康又は環境に対する重大なリスクに対処するため	例外的状況認可証の申請

ご不明な点がございましたら、下記お問い合わせ先までお気軽にご相談ください。

■お問い合わせ先（環境リスク評価センター）

〒101-8517 東京都千代田区内神田一丁目13番4号

TEL：営業グループ 03-5577-0809 / 登録支援グループ 03-5577-0702

E-mail：LSIM-AKK-CHEM@nm.medience.co.jp